

VIII 漆山小学校 いじめ防止基本方針

南陽市立漆山小学校

1 はじめに

本校では全ての職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係でいられる児童はいない」という基本認識に立ち、児童の尊厳を保持することを目的に、教育委員会、学校、家庭、地域住民、その他の機関及び関係者との連携のもと、「いじめをしない、させない、許さない」という大原則でいじめ問題の克服に向け、未然防止、早期発見、早期対応・組織的対応に全力で取り組むものとする。

また、「いじめ防止対策推進法第13条」により、漆山小の全児童が「いじめのない明るい学校生活」を送ることができるように「いじめ防止基本方針」を策定し、学校全体で推進していくものとする。

いじめに対する本校の基本認識

「児童が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより精神的な苦痛を感じているもの」と捉える。起こった場所は学校の内外を問わない。具体的には、以下のようなケースが考えられる。

- ① 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ② 仲間はずれ、集団により無視される。
- ③ 軽くぶつかられたり遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ ひどくぶたれたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤ 金品をたかられる。
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧ パソコンや携帯電話で、ネットに接続し、SNS上で誹謗中傷や嫌なことをされる。

漆山小学校教職員の5つの心得

- ① いじめを許さない、見逃さない規律のある校風づくりに努める。
- ② 児童一人ひとりの自己有用感を高めるため、居場所づくり・絆づくりに努める。
- ③ いじめの早期発見・早期解決に向けて、全員で考え、全員で取り組むように努める。
- ④ 児童一人ひとりが豊かに関わり合いながら主体的に学ぶ「分かる授業づくり」に努める。
- ⑤ 学校と家庭が協力するとともに、場合によっては外部機関の協力も得て解決に努める。

2 いじめの未然防止のための取組

- (1) 分かる授業づくり
 - ① 教材研究を行い基礎基本の定着を図る授業を展開していく。
 - ② 課題意識を育てる主体的な学びができる授業を展開していく。
 - ③ 対話や表現を重視した学びができる授業を展開していく。
- (2) 自己有用感をもてるように居場所づくり・絆づくりの推進
 - ① 担任の見取りや声がけ、学級指導や学級会活動など様々な活動を通して居場所づくりを進めていく。集団づくり、社会性を育む活動を展開していく。
 - ② 子ども自らが主体的に取り組む活動の中で、互いのことを認め合い、心のつながりを感じることができる絆づくりを支援していく。
 - ③ 縦割り班活動や異年齢との交流活動を通して社会性を育てていく。

(3) 全児童を対象とした事前指導

- ① 全ての子どもに、全ての場面で、意図的に未然防止に関する取り組みを行っていく。

＜未然防止の年間の取り組み＞

月	内 容	日常の取り組み
4 月	○学級びらき（担任の決意表明） ○PTA 総会、学級懇談会（保護者との連携）	☐ 学級で ○ 健康観察 ○ 連絡帳 ○ 朝の会・帰りの会 ○ 日々の授業 ☐ 児童会活動 ○ 委員会活動の取り組み ○ 運営委員会の取り組み ○ 縦割り班活動 ☐ 道徳、学級活動
5 月	○「漆小なかよし宣言」の採択（児童総会） ○人権教室（4 年）	
6 月	○運動会（絆づくり） ○アンケート調査① ・トークタイム（朝学習時）	
7 月	○夏休み前の全体指導	
8 月	○休み明けの学級指導	
10 月	○年長児との交流（5 年生）就学時健診時	
11 月	○アンケート調査② ・トークタイム（朝学習）	
12 月	○冬休み前の全体指導	
1 月	○冬休み明けの学級指導 ○年長児との交流（5 年生）体験入学時	
2 月	○新入生一日入学（保護者との連携）	
3 月	○春休み前の指導（学級指導）	

- ② 日常の様々な場面で、今まで当たり前、あるいは何気なく行ってきたことを、意識的、積極的に活用して、ささいな変化に気付くように心がけていく。

- ③ 保護者の方に協力してもらい、家庭で気になることはないかを把握する。また、積極的に保護者からの相談を受け入れる体制や、地域の方から様子を寄せてもらえる体制づくりに努める。

(4) 子ども自身によるいじめ防止の主体的な活動の推進

- ① いじめの問題を自分たちの問題として受け止め、自分たちでできることを主体的に考えて行動できるような働きかけをしていく。

- ② 縦割り班活動を通して、いじめの起きない学校、いじめのない人間関係づくりを構築できるように働きかけていく。

- ③ 児童会活動に、いじめゼロの取組を位置づけ、子どもたちの主体的な活動をサポートしていく。

3 いじめの早期発見、早期解決に向けての取組

- いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であると考えている。いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われるなど、わかりにくい形でおこなわれていることを認識し、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知するよう努めていく。

(1) いじめの早期発見のための手段

- ① 授業中はもちろん、それ以外の場面でも子供たちの様子に目を配り、小さな変化を見逃さないように努める。
- ② 定期的なアンケートや教育相談を実施し実態把握に努めるとともに、日頃からいじめを訴えやすい関係づくりに努める。
- ③ 家庭と連携して早期発見を図るために、担任への相談以外の保健室の利用や電話相談窓口について広く周知を図っていく。
- ④ 毎月の調査で状況を把握していく。(いじめの有無、解消の様子等)

(2) 全員で考え、全員で取り組む

- ① 日頃より全児童の様子に目を配り、「子どもを語る会」などにおいて情報を共有する。また、気になる様子や行動を見つけたら、担任に連絡するとともに「いじめ防止対策推進委員会」に報告する。いじめ防止対策推進委員会は必要に応じて全職員に情報を伝達する。
- ② 情報を「いじめ防止対策推進委員会」に集約させ、いじめ防止対策推進委員会で情報分析や補充の聴き取り等を行いいじめの有無を認定し、問題解決にあたる。
- ③ いじめの態様によっては、教育委員会や南陽警察署、地方法務局等の機関と協議し、早期解決に努める。

(3) 家庭や地域、関係機関との連携

- ① 保護者との連絡を密にするために、気になることがあったら「連絡帳」に記述してもらうようにする。それを基に子どもと話したり、周りからさらに情報を集めたりなど、早期発見・解決に努める。
- ② 地区の人からの情報収集に努める。そのために、地区の会議の席や公民館に情報提供をお願いしていく。
- ③ PTA との連携を強め、スムーズな情報収集、情報交換が行われるようにしていく。

児童会総会 (5月1日実施)

「なかよし宣言」を審議 第2項は「みんななかよし いじめ0」

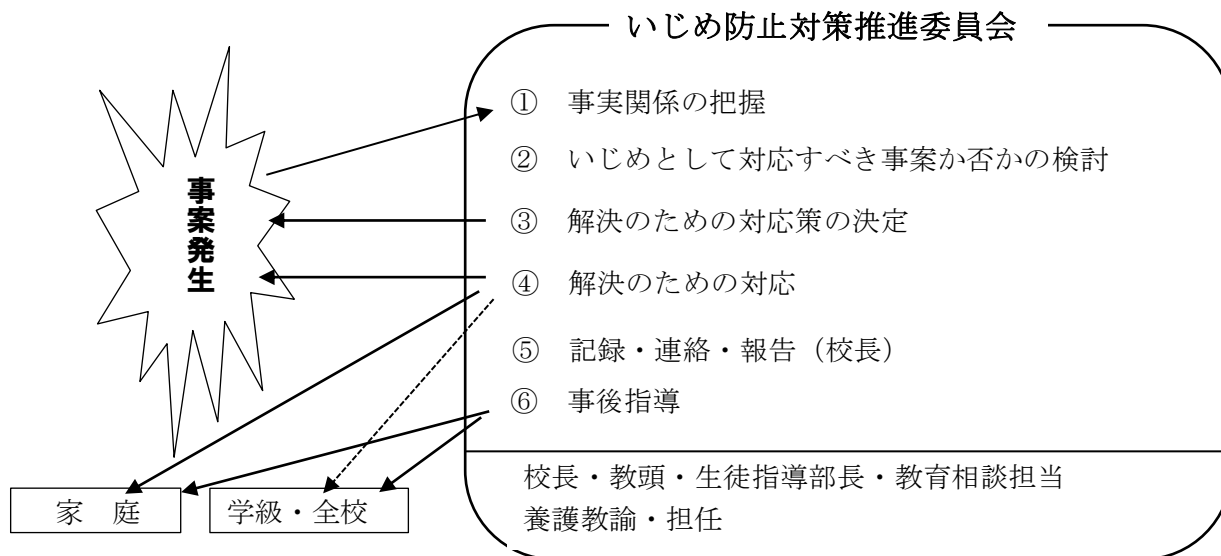


4 いじめに対する措置

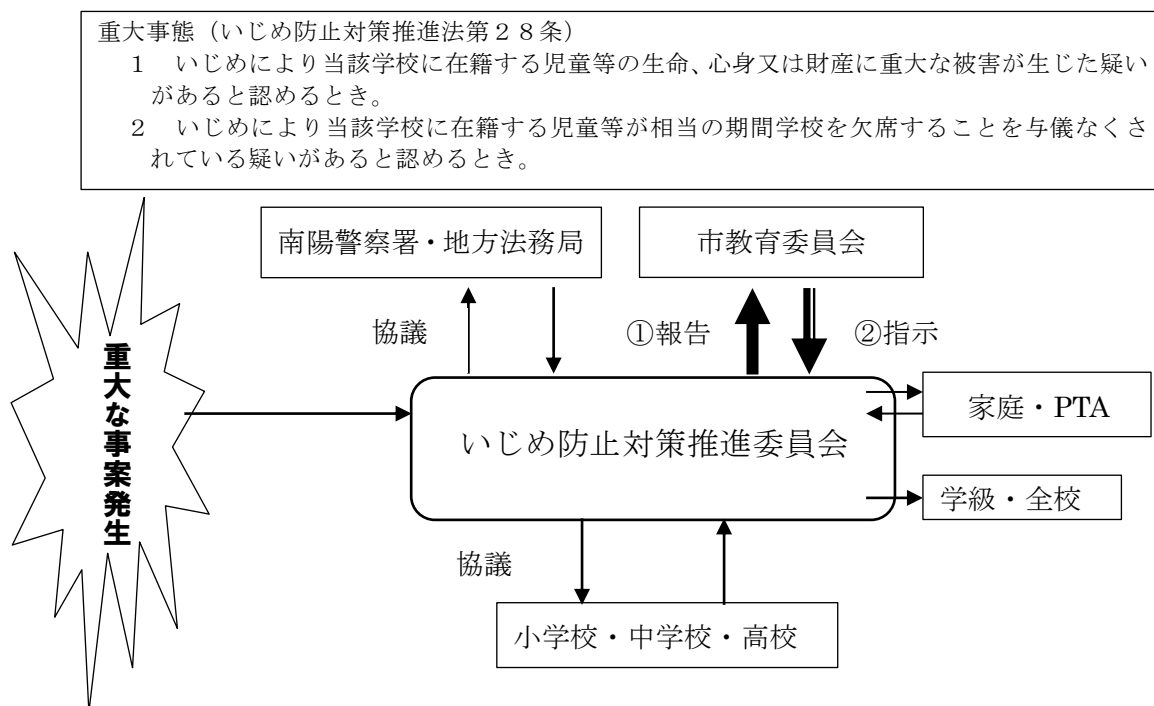
- 発見・通報を受けた場合には、特定の教職員が抱え込まず、速やかに組織的に対応することが大切だと考える。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の、毅然とした態度で加害児童を指導していく。

(1) 組織での対応

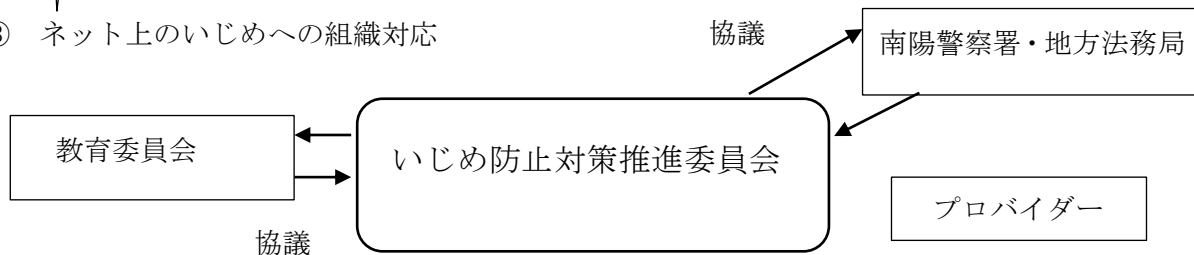
① 「通常考えられるいじめ」の組織対応



② 「重大事態」の組織対応



③ ネット上のいじめへの組織対応



(2) 素早い対応

- ① 遊びや悪ふざけなどいじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。その後、双方から事情を聴いてより望ましい対応について考えさせていく。また、相談や訴えがあった場合は真摯に傾聴し、素早く対応する。
- ② 発見・通報を受けた教職員は、管理職に報告し、いじめ防止対策推進委員会を随時開催する。その後、関係児童から事情を聴き取るなどして事実の有無の確認を行う。
- ③ いじめの事実が発覚した場合は、該当児童からの聴き取りを行うとともに、保護者に連絡をとり、学校・家庭が協力して問題解決に努める。

(3) 毅然とした対応

- ① いじめられた子どもに対して
 - ア 自尊心を高めることに留意し、事実関係の聴取を行う。結果は、その日のうちに家庭訪問等により保護者に伝える。
 - イ 子どもや保護者に対しては、徹底して守り抜くことや秘密を守ることを伝え、不安の除去に努めるとともに、複数の教職員の協力の下、該当する子どもの見守りをするなど安全を確保していく。
 - ウ いじめられた子どもが信頼できる人と連携し、いじめられた子どもに寄り添い支える体制をつくっていく。
- ② いじめた子どもに対して
 - ア いじめたとされる子どもからも事実関係の聴取を行い、迅速に保護者に連絡し、理解と納得を得た上で連携して対応していく。
 - イ いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
 - ウ 特別な指導計画による指導のほかに、出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をしていく。
- ③ いじめが起きた集団に対して
 - ア いじめを見ていた子どもたちに対しては、自分の問題として捉えさせる。たとえ止めることができなくても、誰かに知らせる勇気をもつように伝えていく。
 - イ はやしたてるなど同調していた子どもたちに対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
 - ウ 学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという気持ちを育てていく。

5 その他

(1) 校内研修の充実

- ・全職員の共通認識を図るため、年に1回以上、QU アンケートの結果を共有する校内研修会を行う。

(2) 校務の効率化

- ・教職員が子どもと向き合い、いじめ防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化するなど校務の効率化を図っていく。

(3) 社会参画活動、縦割り班活動による自己有用感、自己肯定感の育成

- ・地域行事やスポーツイベントへの積極的参加、縦割り班活動（清掃・遊びなど）による異年齢交流を通して、児童の自己有用感、自己肯定感を育成し、いじめ問題の未然防止に努める。

(4) 学校評価・教員評価による改善